

■議案第44号 令和元年度四万十消防団消防ポンプ自動車整備事業に係る売買契約の締結について

【要旨】

町内全域を管轄する高幡消防組合四万十消防団は、本部と18分団で組織され、相互の応援体制のもと、火災・災害時の出動や訓練等の活動を行っています。

各分団には消防車両を配備していますが、老朽化した車両では緊急時に支障を来す恐れがあるため計画的に更新整備することとしており、本年、窪川分団の消防ポンプ自動車が平成7年1月の初度登録から24年が経過することから更新を行います。

本議案は、指名競争による入札の結果、落札した下記事業者と売買契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第47号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

契 約 件 名	令和元年度 四万十消防団 消防ポンプ自動車整備事業	
納 入 場 所	四万十町 古市町 地内	
契 約 金 額	25,520,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 2,320,000 円)	
契約の相手方	住所 高知市南川添1番28号 氏名 株式会社 藤島 代表取締役 藤島 正守	
購 入 備 品	車両本体	・ダブルキャブ 4WD ディーゼルエンジン CD-1型消防ポンプ自動車
	艀装	・インデューサ付高圧二段バランスタービンポンプ ・加納式ホースカー ・車載型デジタル簡易無線機 ・2連梯子 ・赤色警光灯、拡声器付電子サイレン ・各種資機材取付装置
	付属品及び取付品	・防火服、防火帽、ゴム長靴、安全帯 ・管鎗、消防ホース、消火栓開閉金具等消火用資機材 ・ポータブル発電機、投光器、コードリール等

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分） 第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。
--